

2022-7-14 第7回旅館業法の見直しに係る検討会

○溝口課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第7回「旅館業法の見直しに係る検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、またお足元の悪いところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成者はオンラインでの参加となっております。

本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に、音声のみの傍聴を行っております。傍聴される方につきましては、開催案内の際に御連絡している、傍聴される皆様へのお願い事項の遵守をお願いいたします。

また、本検討会は頭撮り可としておりますが、撮影は冒頭の議事に入るまでとさせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、ペーパーレス化の取組の一環としまして、今回も原則タブレットを操作して御覧いただく形をお願いいたしております。操作方法などで御不明点がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

また、毎回お願いでございますが、音声傍聴となっておりますので、ご発言の際はお名前を名乗っていただいてから発言いただきたいこと、発言時はマイクを使用され、発言されない場合はマイクを切っていただきたいことについて、改めて徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、事務局の異動がございまして、6月28日付で大臣官房生活衛生・食品安全審議官が佐々木審議官に、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長が成松課長に、同じく生活衛生課課長が高宮課長にそれぞれなっております。

それでは、会議に先立ちまして、佐々木審議官より御挨拶申し上げます。

○佐々木審議官 改めまして、6月28日付で生活衛生・食品安全審議官を拝命いたしました佐々木昌弘と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

構成員の皆様におかれましては、平素より旅館業をはじめ、生活衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。本検討会につきましては、1年前、昨年8月27日に第1回が開催され、それ以降、構成員及び広く関係者の御意見を丁寧に向いながら、闊達な審議をいただいているものと承知しております。

本日は第7回となりますけれども、これまで御審議いただいた内容や、また先ほど申し上げました関係の方々への意見交換、ヒアリング等を踏まえ、旅館業法第5条、第6条における検討課題や、また旅館業の事業継承の在り方、こういったものを盛り込んだ旅館業の制度の見直しの方向性について御審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単になりますが、私からの冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席状況でございますが、玉井座長のほか、8名の構成員全員が出席となっております。また、オンライン参加につきましては、内田構成員、坂元構成員となっております。

なお、頭撮りの撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。

(カメラ退室)

○溝口課長補佐 それでは、この後の進行につきましては玉井座長のほうにお願いしたいと思っております。

○玉井座長 改めまして、皆さん、よろしく申し上げます。半年ぶりになります。半年前に頭を戻していただいて今日の議論を始めたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、初めに事務局より資料の御確認をお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 事務局です。資料の確認をさせていただきます。

座席表

資料 旅館業の制度の見直しの方向性について（案）（「旅館業法の見直しに係る検討会」取りまとめ）

参考資料1 「旅館業の制度の見直しの方向性について」概要（案）

参考資料2 旅館業法の見直しに係る検討会開催要綱

参考資料3 参照条文（旅館業法（昭和23年法律第138号））

参考資料4 関係者からのヒアリングにおける資料

過不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

資料のほうはよろしゅうございますか。

では、次第に沿って、「旅館業の制度の見直しの方向性について（案）」に入りたいと思っております。

まずは資料について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○高宮生活衛生課長 生活衛生課長です。

右肩に「資料」と書いてある資料を御用意ください。「旅館業の制度の見直しの方向性について（案）」ということで、本検討会の取りまとめとなるものになります。

ページをめくっていただいて、2ページ「はじめに」ということで、平成29年の旅館業法の改正による改正後の旅館業法の施行状況については、施行後3年を目途として検討するということとされている。

2つ目の丸、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの旅館・ホテル事業者への社会的な影響等を背景に、旅館業の事業承継手続の整備について検討をする必要があるほか、旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染対策を行えるよう必要な措置を検討すべきと

の声、それからその他の状況も踏まえて、本検討会を開催し、旅館業法の検討課題について討議を行うこととなった。

3つ目の丸で、本検討会では、令和3年8月から検討を開始し、改正旅館業法の施行状況のレビュー、新型コロナを踏まえた旅館業法に係る検討課題、旅館業の事業承継などについて、途中ヒアリングを行いながら、感染防止対策、衛生水準の向上だけでなく、旅館・ホテル業界の振興や発展、ユニバーサルツーリズム、事業者と利用者との対等で互恵的な関係の在り方など、将来に向けた検討・審議を精力的に重ねてきた。

一番下の丸で、これまでの計7回にわたる本検討会での結果として、「旅館業の制度の見直しの方向性について」を取りまとめた。

3ページ、Iでは「検討に当たっての基本的な視点及び主な課題」を記載してごさいます。両方とも下に書いてある内容になります。

「II 改正法の施行状況に対する評価」。(i)が現状等になります。平成29年の旅館業法改正においては、以下のような改正が行われた。

1つ目が「旅館・ホテル営業」への統合。

2つ目が無許可営業者等に対する規制の強化。

一番下の丸で、改正法の附則2条では「この法律の施行後3年を目途として、実施状況を勘案し、当該規定について検討を加える」とされていると。

4ページ、本検討会での議論。

2つ目の丸で、無許可営業者に対する取締り強化のための法改正の評価です。2段落目のところにありますが、「自治体が旅館業法違反のおそれがあると把握している事案数、及びそれらの指導等の数が継続的に減少している」。

その下の丸、「旅館営業」及び「ホテル営業」の統合の評価。この点について、「総室数の少ない旅館など、新たなサービスの可能性が広がっている」。

その下のボツ「ある程度の期間運用され、現在では落ち着きを見せている」といった意見があった。

これを受けて、(iii) 目指すべき方向。「全体として、改正法の施行状況は概ね順調と評価をできる」。

5ページの2つ目の丸で「引き続き、このような数値や関係者の意見等の把握及び関係機関と連携した取組を続けていくべきである」とまとめています。

「III 事業承継手続の整備」。(i)の現状。規制改革実施計画では、旅館業における個人事業主の事業承継について、「相続の場合と同等の簡素化を実現する」対応が求められている。

(ii) 検討会での議論。2行目「簡素化の方向について、異論はなかった」。

(iii) 目指すべき方向として、「相続等の場合と同等の事業承継の手続簡素化に関する規定を新たに設ける方向で検討すべきである」とまとめています。

「IV 宿泊拒否制限について」。(i)の現状等。「旅館業の営業者は、宿泊が必要な

者は原則として旅館・ホテルを利用できるという旅館業の有する公共性を背景に、『宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき』などを除き、宿泊を拒んではならないとされている」。

その下の丸で「『伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき』とは、営業者が、確定診断等により明らかに伝染性の疾病であると認められるときを指すものと解されており、発熱等の症状があることのみをもっては宿泊を拒否することはできないとされてきた」。

6 ページの一番上の丸で、「今後も旅館・ホテルでの新型コロナウイルス感染症等のまん延を防止し、宿泊者や従業員の健康・安全を確保していくために、旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行えるよう必要な措置を検討すべきという指摘がなされている」。

その下の丸で、「一方で、平成15年に熊本県内のホテルにおいてハンセン病元患者であることを理由とする宿泊拒否事案が発生した際には、旅館業法第5条を根拠に行政処分が行われるなど、重要な規定と位置付けられてきたところであり、慎重な検討が求められる」。

(ii) 検討会での議論。まずは関係団体からのヒアリングを記載しています。「26団体からヒアリングを行った」。

2つ目の丸で、「旅館・ホテル団体側からの意見を概観すれば、マル1 契約の自由の原則などから、第5条について、削除すべき」という意見。

マル2 仮に第5条の骨格を残す場合の意見として、「旅館・ホテルにおいて、感染症のまん延防止のための宿泊客の協力を得ることができるような改正が必要」。

その下のポツで、「拒否事由として、『他の宿泊客に対する迷惑』『合理的な範囲を超える負担を求められるとき』等を明示してほしい」。

その下の丸で、「患者等団体や障害者団体側の意見を概観すれば、マル1 感染者は迷惑・危険な存在であるとの考えに基づくような改正は行うべきではない」という意見のほか、「マル2 仮に改正する場合の意見として、患者等や障害者に対する宿泊拒否が広がらないようにしてほしい」「がん、難病等の患者は、感染症でなくとも発熱等の症状が出る場合があり、発熱等をしていること自体で宿泊拒否の対象とならないようにしてほしい」。

7 ページ、「感染症の罹患等の判断は、旅館・ホテルでなく医療機関が行うべき」「感染症に係る規定について、重篤なものに限定したり、時限的な措置にするなどしてほしい」という意見を記載しています。

(2) 構成員における議論です。「マル1 第5条の削除を検討すべき」という意見があった。その理由を以下に記載しています。

マル2 は、「削除には慎重な意見が必要」「必ずしも削除ではなく一部改正を」という意見があったとして、こちらのほうも理由等は以下のものがあつたと記載しています。

マル3 その他の意見として、7 ページから8 ページにかけて「現行の感染症法と整合性を取る必要がある」という意見を記載しています。

8 ページ(iii)目指すべき方向です。全ての構成員の認識が共通していることについて、改めて確認できたものは以下のとおりとして、3つ記載をしています。「旅館・ホテルは、今後とも、宿泊を必要とする者が安心して利用できる安全な宿泊の場であるべきこと」「旅館・ホテルにおいては、今後とも、患者等や障害者に対する差別をはじめ、不当な差別が行われてはならないこと」「以上のことは、旅館業法だけでなく、他の制度や施策、関係者の取組等が相まって社会全体として実現していくべきもの」ということを記載しています。

その下の丸で、「より多くの関係者の理解を得ながら、上記の共通認識の下での見通しを具体的に進めていくことが急がれている状況にあることも鑑みる必要がある」として、「そのため、厚生労働省において、今回の見直しについては、関係者の意見を聞きながら、以下のような案を中心に、調整を進めていくべき」。

1つ目が「発熱等の感染症（感染症法に規定する1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症に限る。）の症状を呈する者を直ちに宿泊拒否できるようにはしないが、これらの者には、旅館業の営業者から、医療機関の受診や関係機関との連絡・相談、旅館・ホテル滞在中の感染対策として厚生労働大臣が定めるものを要請できるようにし、正当な理由なく応じない場合は宿泊拒否を可能とする」。

2番目、第5条第1号について、1類感染症など疾患を限定した患者と規定をする。

3番目が「1のほか、旅館業の営業者は宿泊客に対して、必要な感染対策として厚生労働大臣が定めるものを要請することができるようにし、正当な理由なく応じない場合は宿泊拒否を可能とする」。

9 ページ、「4 『迷惑客』、『旅館・ホテルの合理的な負担の範囲を超える利用』等の過重な負担であって対応困難なものを繰り返し求められたときに宿泊拒否を可能とする」。

「5 旅館業の営業者の努力義務に『従業員の研修』を加えることにより、差別防止を更に徹底する」。

※印で「1及び3については、パンデミックなどの際にのみ発動する」としています。

その下の丸で「旅館・ホテルは、宿泊を必要とする者が、不当な差別を受けることなく、安心して利用できる安全な宿泊の場であることを、社会全体として今後とも実現できるように、不断に検討を深めていくべき」ということを記載しています。

「V 宿泊者名簿の記載事項等について」になります。（i）の現状等。地方自治体等から以下のような意見ということで、宿泊者名簿の記載事項、宿泊者の本人確認についての意見を記載しています。

（ii）検討会での議論。「職業」については、10ページで「記載事項からの削除を求める意見で一致した」。

「連絡先」については、「記載事項への追加を求める意見で一致した」。

その下の丸、身分証明書による宿泊者の本人確認の義務化については、「現場では極め

て困難で現実的ではない」といった意見があった。

その下の丸で、必要がある場合に、旅館・ホテルが何らかの形で本人確認を行うことのできる根拠規定については、「何らかの形で本人確認を行うことのできる根拠規定が必要である」といった意見があった。

(iii) 目指すべき方向。宿泊者名簿の記載事項については、「職業」は削除し、「連絡先」を追加する方向で検討すべきである。

宿泊者の本人確認。「営業者に一律に義務づけることについては、今回の見直しでは行わず、実情を踏まえながら、引き続き検討を行う。必要があるときには、営業者がその身分証明書等で確認することは考えられるものであり、その求めに応じない者への法的対応策を検討すべきである」。

11ページ「IV 他に指摘や議論のあった事項と考え方」です。

2つ目の丸で、「第5条と第6条に違反した場合の罰則が厳しいのでは」という意見があった。「平成29年改正で引き上げたばかりであることなどから、直ちに引き下げることが現実的に困難であるのはやむを得ないが、他の法令に比べて厳しいなどという指摘も少なからずあったことは、厚生労働省として受け止めるべきである」。

次の丸、「ICT」や「AI」などの最新技術の活用、新たに生じたサービスに対する旅館業法の解釈・運用の改善を求める意見もあった。

これらに関しては、「第一線の実態や業界団体の意見を十分に把握しつつ、解釈・運用の趣旨目的を総合的・合理的に検討した上で、厚生労働省において判断していくことを求める」。

その下の丸「旅館業法について、ユニバーサルツーリズムの考え方を取り入れる等、宿泊・滞在サービスの多様化に対応できるようにしていくべき、との意見があった」「今後とも必要な見直しを行うことや、他の制度や施策、地域との連携を促進することなどを通じ、営業者によって提供されるサービスの質をより高めていく環境づくりが求められる」。

最後、「おわりに」です。「本検討会は、昨年8月の開始から7回にわたって開催し、計26団体からのヒアリングを通じて多くの示唆を得ることができた。協力いただいた団体には改めて深く感謝申し上げたい」。

12ページです。旅館・ホテルについて、「利用者に応じた柔軟・丁寧なサービスを実施しており、ヒアリングにおいて、高い評価を示した患者等団体や障害者団体もあった」「新型コロナウイルス感染症に際しても、感染対策を綿密に実施し、宿泊者や従業員の健康や安全を守ることに尽力してきたことが改めて確認でき、営業者や従業員の御尽力があつてこそのものであると言える」。

「一方、過去に旅館・ホテルにおいて、ハンセン病の元患者やHIV感染者への宿泊拒否事案が発生したことは忘れてはならないし、今後このようなことが起こらぬよう、業界全体で人権問題研修等に注力することが望まれる」。

最後の丸です。「今回の取りまとめが、旅館・ホテル業の健全な発展や、サービスを受

ける人の安心・安全・満足に寄与し、業界の将来の発展に資することを願い、厚生労働省には、時代背景に沿った速やかな対応を求めたい」とまとめております。

資料の説明は以上になります。

○玉井座長 ありがとうございます。

構成員の皆様方に約半年間にわたって活発なかんかんがくがくの議論をいただいたものをこういう形でまとめさせていただきました。

幾つかポイントがありますが、特に5条の宿泊拒否というのが非常に難しい問題であったわけですが、これから皆様方にこの答申案に対する御意見、御質問をいただきたいと思えます。最後の委員会になると思えますので、御質問とか御意見がない場合は感想でも結構ですので、ぜひ構成員の皆様方に一言お言葉をいただければと思えます。毎回ですけれども、発言時は挙手をしていただいて、私のほうから御指名をさせていただきます。オンラインの構成員はちょっと見にくいので、大きく手を挙げていただければありがたく思えます。よろしくお願ひします。

では、最初に座長代理をしていただきました遠藤構成員、よろしくお願ひします。

○遠藤構成員 玉井座長、ありがとうございます。遠藤でございます。

この6回の会議、とりわけ関係団体の方からのヒアリングも大変多くのものでありまして、これらについて今日の形の取りまとめをしていただきまして、本当にお疲れさまでした。

様々な意見があったものをパーフェクトとは言えないかもしれませんが、それぞれの意見を反映した結論を出していただいているかと思えます。とりわけ宿泊拒否制限の部分につきましては、私の感染症あるいは公衆衛生の立場から言いますと、これまで伝染病ということから、先ほど御説明がありましたように、感染症法に沿った形で整理をされて、この辺のところはかなり明らかになったかと思えます。

また、目指すべき方向というのをこういう形でまとめていただけて、少し前進したかなと思えます。ただ、感染症というのは、感染症の種類によって症状も治療法も検査法も異なりますし、今回の新型コロナも当初からいろんな形で変わってきております。それから治療法も進んできている。あるいは検査法も当初PCRがかなり制限があったものが広く広まってきた。ですから、そのときそのときの状況は変わりますので、ここでこの方向だけということとはなかなか難しく、そういうのをいろいろと反映しながら、ここに書いてありますように、「厚生労働大臣が定めるものを」ということをその状況に応じた形で示していただければ、より運用のしやすい法律になるのかなと思えます。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、これから構成員の皆さんには、質問、御意見なのか、それとも感想で結構ですなのかで御発言いただければありがたいと思えます。では、ありましたら、挙手をお願いしたいと思います。では、オンラインの構成員お二方からお願いしたいと思います。内

田構成員、よろしく申し上げます。

○内田構成員 大分県東部保健所、内田でございます。

今日は最後の検討会ということで、この文章をまとめていただきまして本当にありがとうございました。いろいろな御意見が出て、特にヒアリングの中でたくさん意見をいただき、それを受けて我々構成員の中で活発に議論させていただいて、こういうふうにまとめていただいたというので、大変感謝しております。特に今まで不明確であった5条の部分がかなり明確化されたというところ。今後も新しい感染症が出るたびに少し検討が要るのかもしれませんが、現状、宿泊業界の皆様は大変うまく対応していただいておりますので、できましたら新しいこういった形に沿ってまたやっていけたらと思っております。この内容につきましては意見はございません。現状ではいい案になっているのではないかなと思います。どうもありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、坂元構成員、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○坂元構成員 人権教育啓発推進センター理事長の坂元でございます。

先ほど御紹介がありましたように、旅館業法の見直しに際しましては、患者等の団体や障害者団体からのヒアリングが行われ、5条の改正については懸念も表明されていたわけでありまして、既存の「伝染性の疾病」という表現から「発熱等の感染症」というふうに、1類感染症から指定感染症の患者まで具体化されることによって、さらにその症状を呈する者を直ちに宿泊拒否できるようにはしないけれども、営業者から医療機関の受診とかそういうことを要請し、正当な理由なく応じない場合は宿泊拒否を可能とすると。こういう成案になったということについて、反対するものではありません。ただ、先ほど御説明ございましたように、過去にハンセン病の元患者やHIV感染者への宿泊拒否事案が発生したこと、そしてこうした事案に対して、これらの患者団体等が懸念を抱いているということもございますので、ホテル・旅館業界全体として恣意的な宿泊拒否が起こらないように運用において研修等を行って、そのような宿泊拒否などが起こらないように慎重に運用していただければと思います。

私からの意見は以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。やはり5条の取扱いに関しては今後とも継続的にいろいろ試行錯誤していくということになると思います。

それでは、ほかの構成員の方はいかがでしょうか。では、女性の方にお振りしましょう。では、増田構成員、よろしく申し上げます。

○増田構成員 全国消費生活相談員協会、増田でございます。

このたび委員会に参加させていただきましてありがとうございました。委員会に参加させていただいたことで旅館業の皆さんの非常に誠実な取組を知ることができました。反面、病気や障害のある方が不安をお持ちになっていることとか、若干ではありますが不便なこともあるということも分かりまして、そのようなところは消費生活センターのほうに苦情



として寄せられることが少なく、やはり弱者の声というのは表面化しにくいのだなということが分かりました。

旅館業法は戦後間もなく成立したもので、非常に厳格なもので、皆さん、今の段階では御苦労されていると思うのですけれども、その反面、消費者から見ると、非常に信頼が置ける旅館・ホテルをつくってきたものだと考えております。

そういう中、コロナ禍という影響があって、必要な制度については迅速にそれに合わせた改正をしていただいたというのは非常によかったと思いますし、それから5条に関しては、様々な立場の方からのヒアリングを受けて、そこを調整していただいたということで、私は賛成したいと思います。

今後、自主的な取組ということで、人権などに関する研修をしっかりとやっていただくと同時に、旅館業の果たす役割、国民にとってなくてはならないものであるということに従業員の方々に、当然思っているらっしゃると思いますが、国民も思っていますので、ぜひそれを意識醸成していただく。そういう研修も継続していただくということが重要なことと思っています。消費生活相談員の団体としても応援していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございました。

では、続きまして、旅館業界を代表して多田構成員、いかがでしょうか。

○多田構成員 このたび、これが国会のほうに上がっていく新しい法律ということで、見直される内容につきまして、我々が実際にこれに真摯に向かいながら、いろいろな御指摘をいただいた内容に関して実行していくわけでございますけれども、6回の協議の中でいろいろな意見が仲間のほうからも出ましたし、それから私自身もこれをどういうふうを受け止めて会員に理解していただくような方向になるのかということを経験しながらこの委員会に参加させていただきました。

おおむね当初の合理性を持ってということの中の精神が生かされて、来館した方の無理のないような形でしっかりやっていく。そしてまた、いろんなヒアリングを通じて我々も改めて皆様方が抱えている不安を直接聞くことができました。これはしっかりと現場に生かして、今の増田さんの御意見のように、実は私たちの中には精神として大事にしている、全ての人に優しい宿づくりを掲げている、シルバースター部会がございます。ちょうど昨日、その部会に法務省で人権を担当する方に来ていただきまして、47都道府県の代表が集まった部会総代会において人権擁護の啓蒙を早速させていただきました。これをもってまた各組織にこういった人権問題を軽んじることのないように、改めてそういう研修会をしっかりとやっていくということのスタートをしたところでございます。

今後もこれをしっかり見ながら、時代がどんどん変わっていきますので、先に向かっての検討をしなければいけないという問題をまた皆さん方からいろいろ協議をしていただければ幸いです。

とにかくここまで来られたことに関しまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございました。

では、続きまして、櫻田構成員は事業者側ではありましたが、お立場上は連合の副会長ということですので、労働者側の御意見も含めてお願いしたいと思います。

○櫻田構成員 ありがとうございます。サービス連合の櫻田でございます。

この検討会は昨年8月から開始しまして、様々な観点で議論が交わされたということについては、大変有意義なものだったとっております。今回は7回目ということで、取りまとめ案をおまとめいただきまして、本当にありがとうございました。本当に多くの関係団体からヒアリングをさせていただいた中で率直な御意見が聞けたと思いますし、現状というものが皆さん、しっかりと認識できたのではないかと考えています。

5条については、今回何点か方向性が示されて、1号のところでもしっかりと規定もなされてきているということで、検討案が取りまとめられているところでもありますけれども、感染症ということについては今後も想定がされる場所ですから、しっかりとした対応が必要だと思いますし、利用する側、そして働く者の両方が対等であり、それぞれが守られなければならないとっております。宿泊施設としては、利用なさる方が安全に御利用いただくということが大前提ですが、同時に働く者も守られるべきという意見はこれまでも申し上げたところでございますけれども、重ねて申し上げたいと思いますし、どちらかが弱い立場ということではないということをしかりと周知していくということも必要なのだらうと考えています。

今回取りまとめ案が出されておりますが、「正当な理由なく」といった表現については、事業者ごとに捉え方が異なるということもあるかと思っております。ですから、しっかりと例示などもしていただいて、分かりづらくなならないようなことも必要なのではないかと考えております。そもそも不当な差別というのはあってはならないことですから、研修も大変重要なことと思っておりますので、そういったことが盛り込まれたことも大変意義があったとっております。

今回の取りまとめ案をもって法改正に向けてということになるかと思っておりますけれども、しっかりと利用者、働く者それぞれが運用しやすい、そういったものになっていけばよろしいと思っております。

今回この検討会で様々な議論させていただきありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、ツーリズム学会も含めて、代表の越智構成員、よろしく申し上げます。

○越智構成員 どうもありがとうございました。

この間、改めて全部の資料を拝見させていただいて、非常に重みを感じているところですが、私の基本的な考えはあまり変わっていないのです。基本は契約自由で、事業者と利用者は対等な互惠関係をつくっていったら、その中で障害者差別解消法で対応してい

くという分かりやすい形を取っていかないと、未来的にいかないのかなという気持ちは変わっていません。

ただ、ハンセン病の患者の皆さんの話を含めて非常に重い話をたくさん伺いましたので、過去のいろんな裁判の事例も踏まえて慎重に慎重に進めざるを得ないのだろうなど。宿泊に関してはそういうことも理解しておりますので、御苦勞などが非常に見える文章になっていると思います。ですので、今回長い時間かけて話した議論の中身がこういう形で結実することができたのは非常にいいことだなと今は思っておりますので、今日は、よかったなということで、一任したいと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。一任をいただけると、私も非常にほっといたしますけれども。

それでは、最後に法律の御専門として三浦構成員、よろしくお願ひします。

○三浦構成員 私も考え方としては越智さんと一緒に、理論的に契約自由の原則から言って、もはや5条はないほうがいいと思っていました。必要性の観点から言うと、SNSがかなり発達した現状では、もはや事業者は行政よりも一般の評価のほうが怖い状態になっているので、5条はなくても大丈夫だと思いました。

ただ、ヒアリングを重ねていて、患者団体の方、障害者団体の方の話を伺っていると、私から見れば認識が誤っていると思うのですが、それは別として、第5条があるからこそ救われているという気持ちは大変強い。それを説得するだけの材料が今のところないので、そういう観点からすると、今回の案というのは落ち着くべきところに落ち着いたと感じています。

ただ、これから厚労省の事務局の方たちは、国会に提出する条文をつくっていかねばいけないので、そこへ落とし込むときの私の懸念点をお伝えしておきたいと思います。8ページに宿泊拒否の規定に関する方向性が書いてあるのですが、1項めにいわゆる感染症の症状が見られると旅館側が思った方に対する対応が出ています。3項で「1のほか」と書いてあって、「旅館業の営業者は宿泊客に対して、必要な感染対策として厚生労働大臣が定めるものを要請することができるようにし」と書いてあります。これは明らかに「1のほか」と書いてありますので、必ずしも感染症の症状ではない症状であっても、旅館業の営業者のほうが不安に感じた場合には、ちょっと病院のほうに行っていただけませんかとかということが言える根拠になる規定だと思います。

そういう意味から言うと、3がありさえすれば、旅館業者は防御としてできるし、お客様のほうとのバランスも取れていると思います。ただ、これが※印のところになると、1だけではなくて、3についてもパンデミックなどの際にのみ発動するというので、かなり限定された形になっています。ということは、患者さんの団体の方たちのヒアリングからいくと、3が濫用されてしまうと困るという趣旨で、そこは分かるのですが、「など」という部分をどううまく条文に落とし込むかというところを工夫していただきたいのが1点です。

もう一点は、実は旅館業で一番困るといえるか、私がクレーム対応をされていて一番困るのは、健康的で、入れ墨もしていないいわゆる社会人の方たちが一番問題なのです。何が問題かという、旅館・ホテルというのは不特定多数の人たちがお泊まりになるので、一種の集団生活なのです。その集団生活の中に健康で、入れ墨もない方たちにとっては、ちょっと健康がない、つまり、不健康に見える方、あるいは入れ墨のある方、あるいはとんでもない臭いのする服を着ている方とか、言わば社会生活の中において普通とは思えないような方たちが来ると、大変なクレームになるのです。ただ、旅館業者からすると、そのお客様たちに対して、つまり、普通の人たちが排除する少数者の方たちをどうやって説得するかという問題があるのです。この辺は恐らく今回の形では「迷惑客」というところにくられるのかもしれませんが。ただ、「迷惑客」という意味が、積極的に迷惑をかける行動というよりは、地方自治体の条例の中にある泥酔、服装、そういった客観的な要件で定めるしかないと思うのです。その辺のところを今の実情に合わせた形で条文で落としてくださればいいのではないかと思います。

そういう意味で、こういう法令の改正というのはステップ・バイ・ステップなので、今回の現状からすると、私はほぼベストではなかったかと思えます。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

最後に三浦構成員のほうから2点ほど御指摘がありましたので、この委員会で一番問題になりましたのが5条の改正をどうするかということで、私もこういうことが絶対的ベストよりも相対的ベターに落とし込んでいくしかないだろうということで、議論を進めさせていただきました。あとは、今、三浦構成員からありましたように、条文にどういう文言で盛り込むのかということ。もう一つは、業界団体さん、いろいろ含めて、ガイドラインをきちっとつくっていくということが重要なのだろうなと思えます。

ほぼ御意見もいただきましたので、この旅館業の制度の見直しの方向性につきましては、追加の、三浦構成員からありましたような部分を含めまして、私と座長代理、事務局に一任をさせていただきたいと思えます。

1点、この案の中に誤字があったようですので、これも含めて私と座長代理、事務局に一任をさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議ありません」と声あり)

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、遠藤座長代理にまた御苦労をおかけしますが、よろしく願いいたしたいと思えます。

○遠藤構成員 はい。

○玉井座長 それでは、今日の皆さん方の御意見を基に事務局で作業を進めていただきたいと思います。

その他、厚生労働省さん側のほうから何かございますでしょうか。では、佐々木審議官、

よろしく申し上げます。

○佐々木審議官 改めまして、生活衛生・食品安全審議官の佐々木です。

おかげさまで本日、旅館業の制度の見直しの方向性について取りまとめの段階を迎えることができました。誠にありがとうございました。

この7回の検討会での御議論、そして旅館・ホテル事業者、患者さん、障害者の皆さん等の26団体からのヒアリング、またそれを踏まえての意見交換などもさせていただきました。今回この日の取りまとめ、座長一任をいただくことができましたのも、多くの皆様の御協力の下であったものと思っております。活発な御議論、そして何より忌憚のない御意見をいただきましたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

これを受け、私ども厚生労働省としましては、振り返るとこの法律、御案内のとおり、昭和23年7月12日に公布され、そして7月15日に施行。まさに七十数年前の今のこの時期に国民に公布されて、そして7月15日から実際にこの法律が効力を有する施行となりました。この間のあまたの見直し、そして法改正でも、恐らくこの7回の議論のように、その時々での様々な御議論、様々な御意見の結晶だったと思います。

今日のお話を伺いまして、旅館・ホテルという場所は、利用される方にとっては安らげる場所、癒やしの場所であろうかと思えます。そのためには迎える側が笑顔で迎えられ、そのことがなくては利用される方の癒やしや安らぎはないものと思えます。そして、それを法律・制度の面から、利用される方も、それを笑顔で迎えられる方に対しても分かりやすく、かつ具体的な制度、法的根拠を築くのが私ども厚生労働省の仕事だと思えます。ですので、今日の旅館業の制度の見直しの方向性についていただいた内容を真摯に受け止め、そして制度見直し、必要な法改正についてさらに検討し、そして結実、結晶させたいと思えます。

昨年8月より1年間にわたり、玉井座長、遠藤座長代理をはじめ、構成員の皆様、多くの関係者、関係団体の皆様にお力添えを賜りましたことに重ねてお礼を申し上げたいと思えます。

以上、簡単ではございますが、厚生労働省からのお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございました。

私のほうからも、この半年間、構成員の皆様、ヒアリングをさせていただいた皆様方に大変御協力をいただき、感謝申し上げます。本会を代表して改めて御礼申し上げます。

加えまして、事務局へのお願いが2点ほどございます。1点は、諸般の事情でこの答申が非常に遅れました。半年延びたわけですので、特にヒアリングをさせていただいた団体の皆さん方にその辺の御説明をしっかりとさせていただきたいということでございます。それからもう一点。この答申案というのは、先ほども御意見がありましたけれども、これから社会情勢というのは、DX、SDGs、あるいはESGを含めて非常に速い変化が起こると思いますので、この法律に関しても適宜その社会情勢に合わせて見直しをしていただきたいと思います。

ます。

最後になりますけれども、コロナ対応で第一線の大変な厚生労働省の事務局スタッフの皆様方には、ここまでまとめていただきまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

私のほうは以上でございます。本当にありがとうございました。

では、議事をお返しいたします。

○溝口課長補佐 ありがとうございました。事務局でございます。

本日も活発なご審議、また方向性について取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

また、繰り返しになりますが、昨年8月の第1回の検討会から構成員の先生方や関係省庁、ヒアリングを実施させていただいた関係団体並びにスタッフの皆様におかれましては、本検討会の議事運営にご理解とご尽力をいただきまして大変ありがとうございました。事務局からも改めてお礼申し上げます。

本日の議事録につきましては、原稿が出来次第、各構成員に送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第7回「旅館業法の見直しに係る検討会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ参集いただきまして、ありがとうございました。